

「国際平和拠点ひろしま」ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県が管理する「国際平和拠点ひろしま」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、広島県が所有する。

2 ロゴマークに係る事務は、広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チームが所掌する。

(ロゴマークの使用目的)

第3条 ロゴマークは、国際平和拠点ひろしま構想を推進するため、核兵器のない平和な世界の実現に向けた活動の周知や機運醸成等を目的に使用する。

(使用できる者)

第4条 ロゴマークを使用できるのは、前条の使用目的に沿った活動を行う場合において、広島県から使用の承認を得た者とする。

(使用承認の申請等)

第5条 ロゴマークの使用を希望する者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、広島県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、使用目的に沿った使用について次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チームが後援を承認した行事等で使用する場合
- (3) 広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム連携協定を締結した団体が使用する場合
- (4) ひろしま平和推進ネットワーク協議会及び当該協議会の構成団体が使用する場合
- (5) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (6) その他、特に必要と認める場合

(使用承認)

第6条 広島県は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 広島県が行う平和の実現に向けた取組の品位を傷付け、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない場合
- (3) 消費者の利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合
- (6) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合
- (7) 法令又は公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) 上記のほか、不相当と認めた場合

2 前項の承認は、使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認の内容により使用し、広島県の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 広島県により定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。
- (4) 承認に係る制作物等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (5) 前号の提出は、第5条第1項ただし書により使用承認の申請を省略した場合も同様に行うものとする。

(承認内容の変更等)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ、使用内容変更申請書（様式第3号）を提出し、広島県の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用の取り消し等)

第10条 広島県は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認の取り消し、使用停止及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) ロゴマーク使用者がこの規程に違反したとき
- (2) ロゴマーク使用者がこの使用承認に付した条件に違反したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (4) その他、ロゴマークの使用継続が不相当であると認められたとき

2 広島県は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(使用の非独占性)

第11条 ロゴマーク使用者は、広島県が承認した使用承認申請書記載の内容に限定してロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第12条 広島県は、本規程によりロゴマーク使用の承認等を行った者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 広島県は、ロゴマーク使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和2年5月22日から施行する。